

第五十一回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第四十四号

昭和四十一年六月二十二日(水曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 天野 公義君

理事 浦野 幸男君

理事 河本 敏夫君

理事 田中 策一君

理事 加賀田 進君

理事 内田 常雄君

理事 小笠 公韶君

理事 海部 俊樹君

理事 菅野和太郎君

理事 小宮山重四郎君

理事 竹山祐太郎君

理事 二階堂 進君

理事 三原 朝雄君

理事 早稲田柳右馬君

理事 桜井 茂尚君

理事 島口重次郎君

理事 山崎 始男君

理事 栗山 礼行君

出席國務大臣

通商産業大臣 三木 武夫君

國務大臣 上原 正吉君

出席政府委員

總理府技官 (科学技術庁計

画局長) 梅澤 邦臣君

總理府事務官 (科学技術庁振

興局長) 谷敷 寛君

通商産業政務次

官 進藤 一馬君

通商産業事務官 (通商局長)

山崎 隆造君

通商産業事務官 (企業局長)

熊谷 典文君

委員外の出席者

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

通商産業事務官 (鉱山局長)

工業技術院長 馬場 有政君

中小企業庁長官 影山 衛司君

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

大藏事務官 (大藏事務官

六月二十二日

委員稻村左近四郎君、大平正芳君及び佐々木秀

世君辭任につき、その補欠として橋本龍太郎

君、湊徹郎君及び熊谷義雄君が議長の指名で委

員に選任された。

同日

委員熊谷義雄君、橋本龍太郎君及び湊徹郎君辭

任につき、その補欠として佐々木秀世君、稻村

左近四郎君及び大平正芳君が議長の指名で委員

に選任された。

六月二十一日

玩具、雜貨の輸出貿易振興に関する請願(倉石

忠雄君紹介)(第五七二九号)

電気工業法制定に関する請願(小平忠君紹介)

(第五八五一号)

同(吉川兼光君紹介)(第五八五二号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

日本万国博覽会の準備及び運営のために必要な
特別措置に関する法律案(内閣提出第一二二号)

工業標準化法の一部を改正する法律案(内閣提
出第七九号)(參議院送付)

計量法の一部を改正する法律案(内閣提出第一
三三三号)(參議院送付)

○天野委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、日本万国博覽会の準備及び運営のた
めに必要な特別措置に関する法律案を議題として
審査を進めます。

本案につきましては昨日質疑を終了してあり
ます。

本案に対して討論の申し出がありますので、こ
れを許します。板川正吾君。

○板川委員 私は、日本社会党を代表して、日本
万国博覽会の準備及び運営のために必要な特別措
置に関する法律案に対し、賛成の討論をいたした
いと存じます。

本案は、昭和四十五年に開催される日本万国博
覽会を承認し、その準備のため特別措置を規定す
るものでありますが、日本万国博覽会の具体的な
進行はすべて今後に残されているのでありまし
て、その運営いかんによつては幾多の問題が予想
されるのであります。そこでこの際、あらためて
日本万国博覽会についてわれわれの危惧するところ
を明らかにし、今後の進行過程を見守りたいと
思うのであります。

言うまでもなく、日本万国博覽会は国際博覽会
の条約に基づくものであり、その国際的並びに国内
的意義はオリンピックにまさる大きなものであり
ます。特にアジアにおいて初めてであり、しかも
わが国で開催されることは、百有余年にわたる万
国博覽会の歴史上画期的なことであり、世界史的
に見てもきわめて重要な意味を持つものと思つて
あります。このような観点からわれわれは、国

際博覽会条約の批准を促進して、昭和三十九年末
にこれを承認し、日本万国博覽会に対しても、本
案提出の際の本會議における代表質問の中で基本
的に協力を惜しむものでないことを表明している
のであります。それは日本万国博覽会が策定され
た基本理念どおり運営されることを前提として
いるからであります。

日本万国博覽会の基本理念は次のように述べて
あります。「私たちは過去における万国博覽会の
慣例と成果を尊重しつつ、しかも東西を結ぶ新し
い理念にもとづいて、このアジアにおける最初の
万国博覽会を人類文明史にとって意味あるもので
あらしめたい。すなわち、現代文明の到達点の指
標であると同時に、未来の人類のよりよい生活を
ひらくための転回点としたいのである。」そして、
「いまこそ新しい時代が始まらねばならない。二
十世紀は偉大な進歩の時代であるが、同時に今日
までは苦悩と混乱を避けることができなかった。
私たちはこの世界を、完全な平和が支配し、真に
人類の尊厳と幸福をたたえうるところのものとし
て、次の世代につたえたい。この万国博覽会が、
そのようなとき時代への転回点として役立ち、そ
の場所と機会を提出しえたとするならば、私たち
の光榮はこれに過ぎるものはないのである。」

まことに格調の高い堂々たる文章であります。
しかるに、本案審議の過程で明らかにしたところ
によると、日本万国博覽会が、はたして「人
類の進歩と調和」という統一テーマ並びに以上の
ような基本理念に合致した形で行なわれるかどう
か、はなはだ疑わしい面が露呈されているのであ
ります。

われわれが危惧する問題の第一は、日本万国博
覽会に招請する外国、特に国交関係のない国の招
請をどうするかという点であります。現在わが国
は、中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国等

七カ国と国交関係がありませんが、アジアで初めて開催される日本万国博覧会に、いわゆる中国、北朝鮮等を招請しないならば、その意義の大半は失われると言わざるを得ないのであります。日本万国博覧会の統一テーマも、また基本理念も、アジアで初めて開催されるという意義を深く認識したものであるというものであり、現実の東西問題、南北問題等困難な情勢に直面しながらも、「いまこそ新しい時代が始まらねばならない」とことを訴え、日本万国博覧会がその「転回点」となることを指向する基本理念からすれば、中国等の招請は当然の帰結と言わなければならぬと思うのであります。三木担当大臣は、中国等の招請は、第二段として情勢の推移を見て処置を考慮すると言っており、また、藤山経済企画庁長官は、中国の招請は当然であると言っておるようであり、石坂日本万国博覧会協会会長は、きわめて消極的な態度をとっており、はたして基本理念の精神を十分理解しているのかはなほ疑わしいのであります。しかし、政府としての正式態度の決定は、なお今後の問題でありますから、われわれは、この問題については、アジアで初めての万国博覧会という意義を評価し、中国等の招請を強く主張しつつ、政府の態度決定を監視していく所存であります。

問題の第二は、日本万国博覧会の基本的な考え方についてであります。万国博覧会の意義は、諸国間の相互理解を深め、産業文化の交流によって世界の平和と繁栄に寄与する点にあることは、あらためて言うまでもないところであります。日本万国博覧会もこのような意義を持つ国家的、国民的行事として、ぜひとも成功させなければならぬのであります。万国博覧会を成功させる要件として、第一には国民全体がその開催を理解し承認していること、第二には献身的なリーダーがいること等が必要であります。日本万国博覧会の場合も、これを成功させる最も重要な要件は、何よりもまず、主催国であるわが国の国民全部が喜んで協力するというところでなければなりません。しか

るに、いままでの開催決定の手続は、必ずしも十全とは言えず、国民の関心も、開催地である大阪は別として、東京その他においてはまことに低調な実情であります。このようなときに、最高のリーダーである万国博覧会協会の会長が、その真意はともかく、日本万国博覧会によって大いにうけると放言するようなことは、日本万国博覧会に対する国民のイメージに無用の誤解と混乱を与え、協力の意欲を萎縮させるものであります。またもしかりに、協会当局者あるいは財界の一部等の考え方の根底に、いささかなりとも、もうける万国博覧会という意向があるとするならば、せっかく日本万国博覧会を冒瀆し、その精神を否定するものとして、厳に反省を求めなければならないと思うのであります。われわれは、日本万国博覧会が、国民全部の心から協力できる意義あるものとして成功させるために、日本万国博覧会の基本理念が歪曲されないよう、厳重に警戒していきたいと思

います。問題の第三は、日本万国博覧会の準備及び開催に伴う物価の上昇、あるいは労働関係についてであります。日本万国博覧会は、昭和四十五年三月に開会しなければならぬのでありますが、現在まだ会場用地の買収も完了しておりません。したがって今後、会場建設並びに関連公共事業は、巨額の費用と大量の物資を投入し、多数の労働者を集めて、急速なテンポで進行させなければ、間に合わないものであります。おそらくこうした工事は、昭和四十四年にはそのピークに達するものでありましょう。このような万博突貫工事の結果、予想されるものは、まず第一に物価の上昇であり、現在でも物価問題は、最も重要な政治的、経済的課題の一つとされながら、情勢はむしろ悪化する一方であります。このまま推移するならば、万国博覧会は物価上昇にこそ一歩拍車をかけるものとして、国民の協力はおろか、怨嗟の的となるおそれもなくはないのであります。しかるにこの点について、政府並びに協会当局者は、問題の重要性を認識せず、方策の必要性すら考えていないので

あります。政府はいまから一般的な物価対策の一環として、具体的な対策を講じ、万国博覧会の開催に支障を来たすようなことがないよう、万全の措置をとるべきであります。現にモニターオール万国博覧会の準備過程で、物価上昇は大きな問題となつていのでありまして、物価の問題は決して単なる杞憂ではないのであります。

また、このような物価の上昇、突貫工事による過酷な労働等により、労働者の不満が爆発するおそれがあることも、予想される問題の一つであります。現に万国博覧会の歴史においては、一九三七年のパリ博覧会のように、ストライキのため開会が延期された事例もあるのであります。世論のごく一部には、このような事態を憂慮して争議行為等の規制を立法化しようとする声があり、政府与党にも、万国博覧会の期間がたまたま安保政定期に当たることを奇貨として、これに同調しようとする向きがあるやに仄聞しております。しかし、このような考え方は、問題の根本を放置して末端を抑えようとするものであるのみならず、たとえ万国博覧会のためとはいへ、労働者の基本的権利を制限することは、憲法上からも絶対に許されないことであります。もしかりに、政府がこれを敢行するならば、われわれは断固として反対することを言明しておきます。政府としては、日本万国博覧会の準備過程がスムーズに進行するよう、労働者の協力を得て万全の対策を講ずべきであります。

その他、高い理念に立つ日本万国博覧会に、競輪等の資金を使用することは好ましくないこと等幾多の問題がありますが、要は、日本万国博覧会が統一テーマ並びに基本理念のとおり運営されることであり、そのような日本万国博覧会として、われわれは本案に賛成するのであります。したがって今後の進行過程において、日本万国博覧会が基本理念から逸脱するようならば、当然、日本万国博覧会に対するわれわれの態度も改めるものであることをここに明らかにして、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○天野委員長 これにて討論は終局いたしました。採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○天野委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○天野委員長 次に、自由民主党、日本社会党、民主社会党を代表して、田中榮一君外二名から、本案に対して附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提案者から趣旨の説明を求めます。田中榮一君。

○田中(榮)委員 ただいま議決されました法律案に対する附帯決議案について、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず案文を朗読いたします。

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案に対する附帯決議案(案)

政府は、本法施行にあたり、日本万国博覧会が国際博覧会史上アジアで始めて開催される画期的なものであることにかんがみ、その統一主題並びに基本理念を十分具体化し、国民全部の賛同と協力のもとにこれを成功させるよう、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきであります。

一、日本万国博覧会への招請は、広く全世界の各国に行なうとともに、諸外国が出来る限り多く、とりわけアジアの諸国がもれなく参加するよう最大の努力を払うこと。

二、日本万国博覧会全般に関する国の責任を明確化し、特にその所要経費について国の負担割合を早急に明示するとともに、関連公共事業はすべて高率補助による国庫補助対象とし、関係地方公共団体に対しては積極的な財政援助を行なうよう配慮すること。

三、日本万国博覧会への出展は、大企業はもと

より中小企業等が積極的に参加しよう、陳列館その他において十分配慮するとともに、出展準備のための積立金について税制上の優遇措置を講ずること。

四、会場建設並びに周辺地域の整備にあたっては、あらかじめ跡地利用について十分考慮し、万遺憾なきを期すること。

以上であります。

言うまでもなく日本万国博覧会は、アジアで初めてわが国で開催されるものであり、万国博覧会の歴史において画期的な地位を占めるものであります。日本万国博覧会は、このような意義を有するものとして、人類の進歩と調和という統一主題も、また基本理念の精神も高い次元に立って策定されているのであります。したがって、日本万国博覧会の準備、開催にあたっては、統一主題、基本理念の精神が十分具体化されるよう諸般の対策を講じ、国民全部の賛同と協力を得て成功させなければならぬのであります。

このような観点から、まず第一に考慮すべきことは、被招請国の問題であります。現在わが国は、中共等七カ国と国交関係がないわけであり、日本万国博覧会の諸国間の相互理解、産業文化の交流という趣旨にかんがみ、国交関係のある国のみにとらわれず、全世界の各国に招請を行ない、諸外国ができるだけ多く参加するよう、またアジア諸国が漏れなく参加するように運ぶべきであります。いろいろ困難な問題はありますが、政府としてはできるだけこれが実現されるよう最大の努力を払うことが必要であります。

第二は、日本万国博覧会に対する国の責任の問題であります。申すまでもなく、国は万国博覧会の主催国として対外的に責任を有するとともに、対内的にも万博全般について最終的に責任を持つものであります。この点、国はさらにその立場を明確にすべきであります。特に所要経費については、財源不足になった場合、結局国及び地元地方公共団体等の負担とならざるを得ないものであります。政府も国の負担割合について適当な時期に

明示する方針のようでありますが、これを早急に明らかにすることが必要であります。

また関連公共事業は、すべて高率補助とするともに、大阪府の用地買収費、整備費について利子補給を行なう等財政援助を考慮すべきであります。

第三に、万国博覧会への出展は相当の経費を要するものであり、中小企業あるいはその団体の参加は、特別の方策をとらない限りなかなか困難であると思われなければなりません。したがって、たとえば中小企業館を政府が建設して出展せよとか、いろいろな配慮を十分払うことが必要であります。また中小企業に限らず、出展準備のための積み立て金については、広く税制上の優遇措置を講じ、多数の企業が日本万国博覧会に協力できるようにすべきであります。

最後に、あと地利用については、大阪府においてもいろいろ検討中のようにありますが、この地域の価値を将来十分生かすためには、会場建設計画、周辺整備計画と関連して機能的にあつた地利用ができるよう十分な措置を講ずることが必要であります。

以上が提案の趣旨であります。委員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○天野委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。直ちに採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○天野委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。三木通商産業大臣。

○三木通商産業大臣 ただいまは全会一致をもって、日本の歴史に画期的な意義を持つ万博の開催運営に関する特別措置法の可決を賜わりまして感謝いたします。

また附帯決議に述べられました御趣旨は、これを十分に尊重して善処いたす覚悟でございます。

○天野委員長 おはかりいたします。

本案に関する委員会報告書の作成等に関しましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○天野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

(報告書は附録に掲載)

○天野委員長 内閣提出、工業標準化法の一部を改正する法律案及び同じく計量法の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。桜井茂尚君。

○桜井委員 工業標準化法の一部を改正する法律案につきまして御質問いたすわけでありますが、それと関連ある貿易あるいはエネルギーの問題につきましても若干御質問いたしたいと思存します。また、あらかじめ御了承をお願いいたします。また私の質問は約三十問に及ぶので、なるべく時間を節約する意味におきまして、御答弁は要領よく簡潔にお願いいたしたいと思います。また三木通商産業大臣は関係でもございますので、単に通商産業大臣というだけでなく、政府の見解というようなことでもお答えをお願いしたいと考えます。

まず最初にお伺いいたしますが、わが国におけるJISの採用状況は、世界の先進諸国と比較してどのような状況にありますか。そして国際標準化機構専門委員会におけるわが国の状況、これはどのようなものでございますか。

○馬場政府委員 お答えいたします。現在のJISの普及状況は、国際的に見まして相当なところ、まあ大体比肩し得るところにまできております。まだしかしなお足りないところがございますが、そういうところもきております。またISOあるいはIECなどに関しましては、積極的にそれに参加をいたしまして、その標準の高さにつきまして各国に比肩し得るよう現在努力

力いたしておる次第でございます。

○桜井委員 ISO専門委員会の数は百十四あるものでありますが、そのうち日本が幹事国になっているのはたった一つでございます。Pメンバーに二十三、Oメンバーに八十六、Nメンバーに二、不参加一ということで、いまの院長の御答弁とはだいぶ違ふようでございますが、その点いかがなものでございませうか。

○馬場政府委員 御指摘のようにPメンバーは現在一つでございますが、積極的にそのほかの規格につきましても意見を述べて、またわが国もその主張を採用するようにいたしておる次第でございます。

○桜井委員 ですから、いままでの院長のお話では、日本もだいたい国際並みだということをおっしゃられたのですが、実はそんなに国際並みじゃないじゃないか、どうしてそういうように逆のことをおっしゃったのか、その点をお伺いしておるわけです。

○東説明員 ただいまお答えいたしましたあれは、Pメンバーとしては先生御指摘のように二十三入っております。国際規格の採用状況は、世界的に見ますと若干劣る点がございますが、先般ネジにつきましても規格を全部採用いたしましたし、その他軸受けとか重要な規格については極力これを採用するようにいたしております。今後ますますその採用度を深めべく、いま努力しておるところでございます。

○桜井委員 イギリスでは幹事国が二十七、Pメンバーが百十三、Oメンバーが二という状況であります。このように日本は、JISの国際的な権威という点におきましては、各種専門委員会において活動が現在までのところ不活発であったか、このように思うのですが、その点いかがですか。

○馬場政府委員 御指摘のように現在までのところ日本がISOあるいはIECにおける活動が不活発でございましたことは事実でございます。しかし、ただいま標準部長が御説明申し上げましたとおり、これに積極的な努力を払っていること

もまた事実でございますので、その点御了承願いたいと思います。

○桜井委員 今後努力を払おうという態勢にあることはよくわかります。

ところで、このようなことはわが国工業の後進性をあらわすものだと考えられるのであります。ただ最近わが国工業の発展が目ざましく、造船、鉄鋼、ラジオ、写真機、トランジスタ・ラジオ等々にも見られるように、世界の水準を抜いているものもかなり見受けられます。だが半面、工業の中心ともいえるべき機械工業においては、相変わらず多品目少量生産の傾向が見られるのであります。私はそう思うのですが、日本の工業、ことにその技術水準について政府としてはどのようにお考えでございますか、お伺いいたします。

○上原国務大臣 わが国の技術水準は世界のどの辺か、こういうお尋ねでございますが、技術水準がどのくらいかということとは比較的方法がいろいろございまして、なかなか困難な問題でございます。先進諸国に比べてほとんど遜色がない、こういうところかと思うのでございます。工業技術院で調査されましたものを私どものほうもちょうだいして検討いたしておるのでございますけれども、それによりまして、工業技術院が調査されましたわが国の製造工業を主としたものにつきまして、世界水準に照らしてわが国の工業水準がすぐれておると思うか劣っていると思うか、こういうことを各業種にアンケートをしたものがあるのでございます。それによりまして、繊維工業では、世界の水準に比べてすぐれている、こういう答えをいたしましたものが三十四ございまして、同じであらうというものが四十四、劣っていると答えたものが九、わからないと答えたものが十三、化学工業におきましては、すぐれておると答えたものが二十九、同等であると答えたものが四十九、劣っていると答えたものが十四、わからないと答えたものが十八、石油、石炭その他の製品につきましては、すぐれておると答えたものはございせん、

同等であると答えたものが七十三劣っていると答えたものが二十三、不明と答えたものが四、鉄鋼では、すぐれていると答えたものが十九、同等であると答えたものが四十四、劣っていると答えたものが二十五、不明と答えたものが十二、機械工業では、すぐれておると答えたものが十六、同等であると答えたものが四十九、劣っていると答えたものが二十八、不明と答えたものが七、電気機械では、すぐれておると答えたものが十八、同等であると答えたものが五十三、劣っていると答えたものが二十四、不明と答えたものが五、こういうことでございまして、機械のごときものでもすぐれておると答えたものが十六あった、こういうことでございまして、概略いたしました、特別なものを除いては世界の先進諸国に伍してほとんど遜色がない、この辺であらうかと思う次第でございます。

○桜井委員 日本の工業におきまして、私も最近におきまして、かなり水準が高くなっている、世界の中でもあるいはそれを抜いているというものもたくさんある、そう考えますが、しかし日本の工業の中には、いまだにいわゆる二重構造といえますか、そういう傾向が若干あるのじやなからうか、そうしてそれらの点がいろいろと通産政策の上において問題になっているのじやなからうか、このように私は考えておるのであります。もしそうであれば通産政策においていままでいろいろな施策が出る必要もなかったというような点も多々あるものであります。そういうぐあいには私は考えているのですが、三木大臣はどうでございますか。

○三木国務大臣 いま上原長官からもお話になったように、大体日本の技術水準というものは世界的水準にきておることは事実でしょうが、技術の進歩というものは非常に目ざましいものがあるものですから、これはいまは水準まで達しても、よほど日本が技術開発の努力を続けたい、またその開きが開いてくる可能性は持つておる、こういう点で、今後日本が開放経済下に処していくためには技術開発力、企業あるいは政府がやはりこれ

にもっと力を入れなければならぬと私は思います。あるいは今後においては技術開発力の競争というものが競争の一番大きな中心になるかもしれない。したがって、民間のほうにもいろいろな研究開発の税制上の特典が与えられておりますが、こういうことは、やはりもう少し技術開発するため意欲を助長するような税制の処置も検討されなければならぬし、また政府のほうでも今度初めて大型プロジェクトの研究開発に対して全額出してやろう、この予算なども私はやはり思い切つてふやしていききたい。どうしても民間の企業がリスクを負担できないようなものもありますから、そういう点で今後国の研究開発費を思い切つてふやす、民間の研究開発の努力、そういう意欲を助長するような税制上の処置を講じていくということ、一段と力を入れなければ、いままでは技術を海外から輸入して追いついたのですから、みずから開発した技術というものが一応国際的水準まできたのですから、みずから開発した技術によってやっつけていかないと、なかなか諸外国でもパテントとかあるいはノーハウにしても、やはり簡単にそれを渡さないで、いろいろな条件、市場制限などもつけまして、条件というものは次第にきびしくなってくるから、そういう点で、これはもう安心はならぬと考えるわけでございます。

○桜井委員 私もそのように思うのですが、とにかくいままでは外国技術の流入、消化によって日本の技術が急速に発展してきたのだということ、まだまだ自国技術というものがそれほど発展したわけじゃない、こういうように私は考えております。

そこで、ちょっとお伺いしますが、特許料その他の外国技術に支払うところの外貨の支払いはどのぐらいでございますか。大蔵省の方。

○大蔵説明員 お答えいたします。現在技術援助の対価といたしまして外国に対して支払っておりますのは、年度別に申し上げますと、三十五年が約九千四百万ドルでございました

ものが、三十六年に一億一千一百万ドル、三十七年に一億一千二百万ドル、三十八年に一億三千四百万ドル、三十九年に一億五千四百万ドル、四十年に一億六千四百万ドルと、年々増加いたしております。

○桜井委員 わが国は国際収支が非常に問題でございまして、国際収支の対策上からいっても、自国技術の開発ということは重要であり、さらにまた今日は技術革新の時代といわれ、技術の発展が経済発展の根幹をなしているものであります。そしてまた技術の発展には時期的な波があるともいわれております。いま外国技術の導入によって一応わが国は一定の最高水準まで到達しましたが、これに基づいて設備投資も一巡して現在過剰生産の状況にあります。不況からなかなか抜け切れない状況であります。いまわが国経済は新しい技術開発に基づく新投資が期待されているときではなからうか、いまこそ私は自国の技術を大規模に開発すべきときである、そして技術的自立をすべきときであると確信しております。さらにまた、このような不況期だからこそ技術開発のための設備投資を大規模に行ない、人間開発も行なうべきであると考えます。このことが、ある意味において現在の不況対策にもなり、将来わが国経済発展の跳躍台にもなると思えます。この点、三木大臣はどのようにお考えでございますか。

○三木国務大臣 全く私も同様に考えております。これは不況対策というばかりではなしに、そういう意味よりかは、これは、次第に国際的な競争というものは激化するでしょうから、そのときに一番たよりになるものはやはりその国の技術、これが優秀である、国際競争力を持つておるということでしょうから、お説のように人間の開発といえますか、人間の頭脳が技術を生み出すのでしょから、そういう意味において、教育の面から人間の能力を最大限に発揮できるように時代に即応した教育のあり方というものを検討されなければならぬし、また先ほど申し上げたように、民間あるいは国が、技術開発に対しての資金が要るものでは

から、そういうための資金をやはり出すようにしなければならぬし、そのことが新しい設備投資を呼ぶような面にも非常に多いと思う。単に研究開発ばかりではなしに、欧米各国とも新しい技術革新の基盤の上に乗って非常に設備投資の意欲が出てきて設備も大型化されていく傾向もあるし、そういうので、単に研究開発のための設備投資というばかりではなくして、新しい技術面にのつとめた新鋭の設備というものが今後やってくるかなければならぬ。ことに大型化されてくるとどうしてもスケールのメリットというものは無視できないですから、そういう点で技術開発並びにそういう新しい技術の上ののつとめた新しい設備投資というものがやってくるかなければならぬ。設備の過剰を持ちながらそういうふうな老朽施設を新しい設備に置きかえていかなければならぬ。そういうことがほんとうの不況対策にもなりましようが、一面において今後の日本経済の海外に対する競争力を強化していくことになりましようから、いま言われたようなことは、非常に大事な時期に日本はきておると考えます。

○桜井委員 三木大臣も私の考えと同じようでございますので、特にお願しておきたいのでありますが、これは今後の日本経済の発展の上に重大な問題であり、大きな影響を持つものだ。したがって、国の施策としてもこれは重大な施策でなければならぬのじゃないか。もちろん、技術発展あるいは人間開発という問題は複雑多岐にわたりますから、一つ一つの具体的な問題についてお伺いするわけではございませんが、少なくとも来年度予算編成の上で、そしてまたその他民間にも研究をどんどんさせるような施策、そういうものをやる政府としての心がまえ、こういうものであります。非常に大切ではなからうか、こう思うのであります。もう一度お答えをお願いしたい。

○三木国務大臣 お説のとおりで、来年度の予算編成には科学技術振興に関する費用、これは財政の許す範囲内において、できるだけ最大限にふやすようなことに私は全力を尽くしたい。これは

日本の予算の面においても科学技術振興というところがもっと大きなウエイトを持つべきであるというふうな考えをしておりますから、努力をいたしたいと思ひます。

○桜井委員 それではJISの問題に返ります。現在までわが国のJISが世界的にも若干立ちおくれであったという点、これは相当の必然性があるものでありまして、乏しい蓄積資本から出発した急速な工業発展に伴ういびつであり、技術開発の立ちおくれに由来しておいたのではなからうか、こう考えます。

そこで、たとえば近代工業の重要な柱の一つといわれる自動車産業をとってみると、この産業は現在までのところ国内における販売のシェア獲得のため過当競争を行なっておりまして、現在でもそうでしょう。この段階では各自動車メーカーは下請会社を自分のものに縛りつけ、重要でない部分をそれ以外に外注することが一番有利であります。このようにして大メーカーは他社に対して自己の優越性を発揮できます。そしてそれなりの合理化は進んでいくのであります。このような場合、JISは無用であるばかりでなく、大メーカーにとつては不利な面が得られましよう。だが、このようにして国内で有利に立ち、大きくなった企業はいまや世界市場に進出しようとしております。この段階においてはこれまでよりもより安く、より優良なものを供給できる下請会社が必要となつてまいりました。ところで、御承知のように日本の企業は大きいといつても外国の企業に比べれば小さいので、こうなると、部品メーカーは一企業のワークを越えなければならなくなりましよう。そこで今度は大企業にとつてもJISが必要になつてきたということになります。

次に、中小企業としても従来多品目少量生産であり、大企業の部品メーカーとしてその支配のもとにいつもかつてない注文を受け、安く買いたたかれるというふうな従属的な関係から脱却したい。そうして権威ある部品メーカーとして自主性ある企業として自立したい、こう考えるのは当然である

ります。そうしてまた政府としても国民経済的観点から立ちおくれしている機械工業が独自の近代的、合理的工業として成り立つことが望ましい。だからJISの普及、奨励はわが国産業構造において以上のような必然性と合理性を持ったものである、私はこう考えるのであります。それでよろしうでございませうか。

○馬場政府委員 御指摘のように特に自動車産業などにおきましては、この発展の段階において国内のシェアの獲得のためにそれぞれ自社の特徴と申しますか、特徴を持たせるためにいろいろな形式の部品というものが発注されたわけでございまして、しかし国際競争ということを考えましたときに、国外等における競争ということを考えますと、御指摘のようにそういった規格を定めなければならぬ。そのほうが大量に、また廉価に上質のものができる、こういうふうな考えております。

○桜井委員 そうすると、一定の形状、寸法、品質等を持った統一規格がJISによって指定され、生産を合理的、近代的、しかも安価に生産することが要求されるとなると、どうしても近代的、合理的工場でなければこれを實現することができません。しかもこの法案のように、地方公共団体が進んでJISを使用すべき旨の訓示規定を盛るほどにJISの普及を協力的に推し進めるといふことであるならば、従来多品目少量生産の非合理的な生産方式をとってきた多数の中小企業を政治的、権力的力によって整理、統合するということになります。現にわが国工業並びに土木建築業の数は七十五万であり、そのうち現在JISに指定されている工場数は八千六百七十四であります。今後指定を増加するといつても、その数は全工場数に比べるならば微々たるものでありましよう。

また全工場を指定し、近代的工場に引き上げることも不可能であります。したがって、一方では政治の力により将来の展望の開けたエリート工場ができることと、他方では将来の希望を失った多数の工場が発生するのであります。そしてこのことが政府の期待する中小企業の合理化、近代化への道でもあり、わが国資本主義発展の方向であるかもしれませぬ。だが、いま申し上げたとおり、滅びいくものに対する対策はどのようなにするのか、いつも当委員会にかけられる法案の審議の際に痛感するのはこの点であります。

かつてJIS制定の際、浅草における零細なつく屋さんに不安が生じ、いろいろ社会問題になったことがございまして。今日、中小企業対策中零細なものに対しては共同化とか指導とかいわれておりますが、ゼロが幾ら集まってもゼロであり、共同化も小さいものほど困難であります。また個々に事業を指導し得るほど国の機関も充実してはおりません。また事業者みずから指導を受ける能力もないものが多く、そして指導を受けても事実上どうにもならないものがたくさんあります。現在の中小企業政策は、全企業中、数物も上昇し得る企業に対する保護助長政策には熱心であります。が、それ以外の大多数の一般企業、ことに底辺に對しては申しわけの政策しか行なっておりません。この点、大臣はどのようにお考えになっておりますか。

またもう一つ重要なことですが、それゆえにこそ社会保障政策の体系的確立と、その充実が、商工政策実施の上からも当面の急務である、こう考へるのであります。大臣はどのようにお考えでございませうか。

○三木国務大臣 やはりJISで中小企業がつぶれていくというふうには考えていない。やはり中小企業自体の体質を改善していかなければならぬ。したがって、そういう場合にいま社会政策的に考へる面もあるではないか、確かにそういう面も——しかしながら中小企業として、なかなかこういう変化の激しいときにやりにくい中小企業も出てくるでしからうから、そういうものに対して、経済産業政策プラス社会政策的な見地が必要というところは御指摘のとおりだと思ひます。そういうことでそのことも加味して——社会政策そのものというところで産業政策をやるわけにはいかぬが、そういう配慮も要することは、これは御指摘のよう

な場合があり得ると思います。中小企業庁として、この問題に対してはいろいろ検討も加えておりました。長官から具体的な問題については説明をいたすことにいたします。

○桜井委員 大臣、私が申し上げていたのを聞いていらつしやうな感じがしないかと思うのであります。いままでJISの対象になつておりました建設業あるいは工業の数は七十六万でありまして、そのうち対象に指定されたのは八千そこそこです。これをふやすとしても倍でありまして、しかもそれを今度は法律によつて、国または地方公共団体がJISの製品を採用するようにというふうな訓示規定が載つておるわけです。そうなりますと指定された工場の製品はよく売れる。それ以外の工場の製品は売れなくなるのです。そこで全工場を近代化するということが産業政策上できますか。そうしたら過剰生産になるではありませんか。ですから結局その中でJISに指定された、将来に希望のあるエリート工場ができるわけです。しかしその反面には、指定から漏れたものは希望がないのであります。そしてそれ以外に膨大な量の中小企業がある。先ほど私、冒頭に申し上げたのですが、通産大臣としてお答えください。申し上げていないのです。中小企業対策を考へるときに、確かに産業政策としてお考えになるもの一つです。それは一つです。しかしその反面に、これは通産大臣の領分ではございませんで、しかし、わが国の社会保障制度というものを体系的にもつと確立し、充実する必要があるんじゃないか。そうしませんと、ある意味において非常に零細な、企業とは言えない生産の部類に属するもの、こういうようなものが、おそらく独立業者という名前でもなる五百一十萬あります。これは三人以下です。それほどあるのです。ですからそういう意味におきまして新製品が大量にできて、しかも規格のとれたものでいくということになれば、従来のいわゆる二重構造の下部をなす多品目少量生産でやっていたところに大きなひ

ずみが出るのじゃないか。その点についてどうお考えなんでしょうか、こうお伺いしているのです。

○影山政府委員 JISを普及していく段階におきまして、指定工場となり得ない中小企業者というものもあるわけですが、その前提として、やはり中小企業分野に著しい混乱が起らないようにということは、JISの制定の際にも実際問題としては考えておるわけですが、いずれにいたしましても、JISが指定されました際にJISを普及していくということになりますと、何と申しましても技術の向上とか設備の近代化、そういうことをやらないと、ばいけません。先生御指摘のように、零細企業対策といたしましても、これは本年度から機械の貸与制度等も行ないまして、小さいところができるだけ技術の向上、設備の近代化をはかつていくという方向で努力をしていきたいということでございますが、さらに先生御指摘のとおり、いろいろとJISの問題だけではなくて、やはり産業構造の再編成問題とか、あるいは中小企業構造の高度化というような過程におきまして、脱着していくような企業が起ってくるということはあり得ることです。これは先般、小規模企業の共済事業団の制度を法律制定して国会で御審議願いましたときに、桜井先生からも御指摘がございました。そういう脱着者に対しての廃業がスムーズにいく方向をもう少し考へるべきではないかという御指摘もあつたり、あるいは社会保障制度的なことも考へなければいけないという御指摘もあつたわけですが、そういう点で今後の対策といたしましては、中小企業庁あたりで行なつてまいりますところの経済政策の面におきまして、やはり小規模企業共済制度の今後の一その拡充をはかつていくというふうなこともやらなければいけませんし、あるいはことしから実施をいたしたわけですが、中小企業の協同組合が構造改善事業といたしまして、廃業のための見舞い金を出すという場合には、これに税制上優遇措置を講ずるというふうな制度

も行なつてきておるわけでございます。そういうところも考へ合わせまして、社会政策的な考慮も経済政策の中には加味をいたしておるわけでございます。さらに本来的な社会保障制度の充実ということも他方面において必要なことであらうかと思ひますが、これは今後とも厚生省あるいは労働省あたりとも相談をいたしまして、その実施を推進させていかなければならぬというふうに考へるわけでございます。

○桜井委員 いままでの政府の通商産業政策につきましては、先ほどから私が申し上げておりますとおり、上に伸び上がるものに対しては保護助長政策があるのですが、下に落ちていくものに対してはほとんどない。しかもその政策がばらばらであります。たくさんあるように見えます。確かにござつて並べればたくさんあるけれども、中身はないにひとしい。そこで今日は、私どもが主張しておるような社会主義社会ではなく資本主義社会です。ですから資本主義社会の合理性を貫こうとするならば、当然そうなるのがあたりまえであつて、私は今日においてある一定のものが上に伸び、ある一定のものが下に落ちていくということは、これは資本主義の必然性だと思ひます。必然性は必然性でよろしいから、それに対応してそれが社会問題になつたり社会不安のもとになったり、あるいはいろいろ論ぜられておる経済の二重構造の底辺上にうごめくような形になるということは非常に困つた問題じゃないか。その意味で三木さんは実力者でもあるし、通産大臣としてではなくて通商産業政策というものを考へるときには、常に社会保障政策というものが根底になつて、先ほど言ったように、通産政策のワグの中であらうと社会政策的なごまかしでもつてものをやろうという形になつてくる。もつと筋の通つたきちんとした政策をおやりになつたらどうですか、こういうことをお伺いしておるわけでありまして。大臣の御答弁を求めます。

○三木国務大臣 根本の問題は、やはりそういうふうな中小企業の中にも優劣が出てくるでしょう。したがつて、こういう時代には、優秀の劣のついておる部門の中小企業の技術あるいは経営、設備をどうして近代化していくかというところに、いま長官の話したような貸与制度なども出てきておるわけでありまして、そういう時代の変化に伴つて非常に立ちおくれしておる中小企業をできるだけレベルアップしていき、そうしてそれでもどうしてもいかぬというものはやはり社会政策の対象になる。それは御指摘のように、社会保障制度ということになる。日本の社会保障制度については、日本の国力からして相当やっておるのです。しかし、いろいろやっておるけれども、いずれも不徹底の感は免れないのであります。あるいは養老年金の制度にしても、なかなかやつておつてもやはり不徹底の感はある。そういうふうな点からして、今後国力の充実と相まって社会保障制度というものをより強化していかなければならぬことは御指摘のとおりだと思ひます。しかし、あまり国力を越えて社会保障制度をやるといふことは許されぬし、またいろいろな問題も起るわけでありまして、国力の充実と相まって社会保障制度というものを今後充実していくのがやはり近代国家の方向です。われわれ通産省としては、できるだけ脱着者のないように、中小企業を一応安定してやつていけるような水準に高めていくというところに努力を集中する。一方において、各方面における脱着者があることは、これはやむを得ないでしょうから、そういう人たちに對する社会保障制度というものは徹底していかなければならぬ、こういうふうにお考へておるわけでございます。

○桜井委員 私が申し上げておる点は、通産政策もかなりばらばらにたくさんできておる。社会保障政策もばらばらにできておる。あつちの分野でもこつちの分野でもそれをやる。もう少し体系的にいかぬか。そしてなわ張り争ひみたいになつて、その根本にもつと見通しを持たつた、そしてできるならば年次計画まで持つて、そしてそういうことをおやりになつたらどうだろうか。これが従

来農林関係にもある、通産関係にもある。あつちにもこつちにも似たような政策が山ほどある。そしてそこで通産政策として一番きつちり立てなければならぬものが、逆に何かそれをするための言いわけ的なものにこれを使っているような政策が立っているという点に、私はかえっておかしな混乱が出てくるのじゃないか、こう申し上げておるのです。ではきょうは中小企業対策を論じているわけではありませんが、この程度でやめます。

次に、貿易を振興するにはJISを外国に周知徹底させることが大切であります。わが国のJISが外国において普及されてくれば必然的にわが国の製品への発注が多くなるはずであります。ところが世界にはヤードポンド制の文化的影響がいまだに大きく残っている今日、メートル法に基づくJISの海外への周知徹底が大切なことは言うまでもありません。この点政府はどのような施策を行なっているか、また行なおうとしておるのではありませんか。

○馬場政府委員 このJISの海外への普及に關しましては、先ほどお話がございましたJISOあるいはIEC等の会議を通じてJISの紹介をするというやうなことを、これは国際的の会議を通じてのやり方をやっておるわけでございませう。そのほかにJISの紹介に關します英文のパンフレットをつくりまして、それを在外公館あるいはいろいろな出先機関を通じて各国に出しておるわけでございます。これにつきましてはいろいろたいへんそういう点は各国に興味を持たれてまして、そういうものをもっと送るようにと、いろいろな要求がございまして、この点についてもおおきにこれ以上にもた努力をいたしたい、こういうふうにご考慮しております。

○松井委員 留学生を日本に呼んで、そしてJISについての教育をするとか、あるいはこちらからも出ていって教育活動をするというやうな点が非常に重要なことではないかと思ひます。ところで本米貿易が進展するということはマーケットが拡大することであり、先ほど述べたやうな中小企

業の摩擦が積極的な見地で解決される大きな要素になります。そこで海外の關係機関と、いま申しましたやうないろいろな教育あるいはJIS宣伝ということが効果があるというところは、私はそう思っているのですが、だより基本的にはJISマークによるわが国商品の輸出が海外に伸びる、このことがJISを周知徹底させる最大の力になるのではなからうか。一たん他の規格によつてある産業が進展しますと、その後はどうしてもその規格を採用せざるを得なくなります。その最大の例はわが国においては電力であります。関東で五十サイクル、関西で六十サイクルということ、今日日本産業に決定的な悪影響を与えております。これと同様であります、海外においてもわが国の製品がある国の基本的な産業の中核に入りますと、その国は自動的にその型式に基づく発展をとらざるを得なくなります。ことに後進国や共產圏、中でも中共、北鮮等々建設の途上にある国々に他国に先んじてわが国製品が伸びていくということは、将来におけるわが国とその国との経済的な緊密化を高める上に非常に重要であります。またひいては文化的な緊密化もたらします。そして親密度も増してまいります。せじ詰れば平和と共存の道を開くことになるのであります。だから極言すれば貿易が拡大し、それによるJISの普及度が平和と共存の尺度にもなる、こう言えるのであります。せつかく本法によつてJISを普及しようと考えている政府は、毎々同僚議員が質問して見ますと、中国貿易、北鮮貿易に対してはより一そうの積極的な熱意を示すべきときである、このように考えるのであります。簡単に三木大臣の御答弁をお願いいたします。

○三木國務大臣 貿易についてはしばしば申し上げておりますやうに、日本はイデオロギーにこだわらないで共產圏との間にも貿易を拡大していこうという基本方針で、中共貿易などもこれはもう驚くべき伸び方をしておるわけであります。四億七千万ドル往復で、貿易額が昨年やうなふうに上がつてきておりますから、これはますます伸び

ていく傾向にあると思ひます。共產圏に対しては貿易を拡大していこう、こういう考えでございませう。

○松井委員 北鮮その他の問題につきましてはすでに同僚議員からの質問がありますので、私は省きます。

ところで日本の経済の動向は常に国際收支の状況により大きく影響されてきたことは明白であります。現在国内では金融緩和による金利の引き下げが行なわれ、これに反してアメリカではベトナム戦争に基づく景気の過熱を反映して金利の上昇が見られ、さらにヨーロッパ諸国での高金利政策等々を考えますと、今年の外貨收支の動向はどうなるかと考えでございませうか。もう五カ月もたつておりますので、ほぼ見通しもつてきたのじゃないかと思ひます。御質問いたします。

○福岡説明員 お答えいたします。

いまお話のありましたやうに、わが国の国際收支につきましては世界のいろいろな環境の変化もございまして、決して手放して樂觀できる状態ではないと考えております。ただ最近わが国の輸出が順調な推移を示しております。それから輸入につきましては、これから景気の回復に伴ひまして若干増勢を示していくことと考えておりますけれども、現在の貿易收支の黒字幅が非常に大きなものになっておりますので、他方におきまして資本收支の面で必ずしもあまりいい状態になるとは考えられないのでございませうが、国際收支全体として見ました場合、私どもとしては一応黒字基調を続けていけるものというふうにご考慮いただければでございます。

○松井委員 抽象的に御答弁なさらずに、私は外貨收支をお伺いしたのでありますから、外貨收支についてこれこれと数字をあけてびたつとお答えすればよろしいのです。

○福岡説明員 外貨收支全体につきまして、私どものほうではまだ本格的な見直しをやっておらないわけでございますので、いまのところ数字的に国際收支の各項目につきまして、はつきりした予

想数字を申し上げる段階にはないわけでございませう。その辺御了承をいただきたいと思ひます。

○松井委員 政府の見通しでは、一月の決定で長期が三億ドル、短期二億ドル、計五億ドルの年間赤字というやうに見ておるようですね。昨年私が伺ひしたときも、政府は見通しを誤まつたので、私はそうならぬだろうと言つたが、見通しを大きく誤まつた。ことしはどうだろうか、そういうことを心配しているのです。ですから、ことしについてどうなんだ。五億ドルなら五億ドルと一応政府で決定しているのですから、それより少なくなるとも多くなるとも少なくなるともかからないことは言えるでしょう。

○福岡説明員 資本收支につきましては、いまお話しのとおり、一月見通しで全体として五億ドルの赤字を見込んであるのをごさいます。その後の状況を勘案しますと、先のことでよくわかりませんが、今年度といひましては五億ドルを若干上回る赤字になるのじゃないかというふうにご予想しております。

○松井委員 次に、何と言つても国際收支の動向を拡大する大宗をなすものは、いまもお話がありましたとおり、貿易收支であります。外貨收支の状況や、運賃と貿易外收支が悪化しております今日におきまして、貿易收支がことさら重要であるということは申すまでもありません。ところで、昨年は輸出が非常に伸びたので、貿易收支の黒字が十四億ドル生じたのであります。本年はすでに五カ月たつております。ですから、本年の貿易收支の見通しはどうなりますか。本年の貿易全体の額としてどのくらいになると思ひますか。

○福岡説明員 お答えいたします。一月の政府見通しでは、輸出につきましては九十四億ドル、それから輸入につきましては七十六億、貿易收支で十八億の黒を見込んだわけでございませう。その後の状況を見ておきますと、先ほどお話ししましたやうに、輸出については順調に伸びておりまして、この一月見通しの九十四億ドルの達成は十分可能であらう、あるいは若干これを上回るかもしれ

れないというふうに見ております。

それから輸入につきましては、七十六億ドルと見ておりますが、これは今後の景気の回復がどういうテンポで行なわれるかということに大きく依存しておりますので、何ともわからないのでございますが、いまのところ見通しでは、そう急激な景気の回復が行なわれるというふうには考えられませんので、輸入は大体このくらいか、あるいはこれを若干上回る程度ではないか、そこで貿易収支としては十八億ドルの見通しを立てておりますが、この近辺、下がったとしても、これをもう少し大幅に下回るようなことにはならないだろうというふうな考えでおります。

〔委員長退席、河本委員長代理着席〕

○桜井委員 では次により具体的に内容に立ち入って御質問いたします。

輸出の面から考えると、昨年の輸出は大幅に伸びたのでありますが、その中心はアメリカであり、三十九年に比し三四・六兆の伸びでありました。これに比べて通運貿易開港会議で、わが国はアジア・アフリカ諸国の代表として選ばれたのでありますが、そしてしかも佐藤内閣の外交政策の重点は東南アジアを指向していると言っておりますが、だが、東南アジアへの輸出は一六・四兆の増であります。そしてアフリカに至っては、ナイジェリア、ケニア、ウガンダ、タンザニア等々、各地から輸入の制限を受けている状況であります。これに対して政府は今後どのような方針で臨むつもりでございましょうか。

○三木国務大臣 全体として低開発国の輸出が四八兆、先進諸国が五二兆、こういう状態ですが、やはり低開発国には非常に問題があるわけですが、それは第一次産品の値下がりもあるし、それからまた国際競争力も持ちませんから、そういう点であまり輸出が進まないという第一次産品の問題、それから外貨が不足しています。そういうことで今後の日本の先進国の貿易というものは、従来やっておるような貿易振興策あるいはもつとそういう施策を徹底することによって、ある程度順調

に伸ばしていけると思っています。しかし問題はやはり低開発国に対する貿易は、新たなるくふうが要る段階になってきておる、そのためには、一方において開発輸入という、現地で日本の技術も入って行って開発して輸入してくる。飼料なんかではタイなんかでもやっておるし、石油ではインドネシアなんかでもやっておる。こういうふうな開発輸入ということも、今後もっとその考え方を拡充していかなければならぬ。あるいはまた直接に資本投資といえますか、そして向こうの工業化を助けるような意味のそういうふうな投資もやはり伴って、全体としての購買力を高めていく政策もとらなければならぬ。いままではなくとも、将来にはまた購買力の培養になるわけです。そういうふうなことで、従来のコマースベースだけで、低開発国の貿易拡大というのはなかなかむずかしい、いろいろなくふうが要る段階になってきておる。この点は、今後の日本の低開発国に対する貿易拡大の方針というものをとやはり再検討せなければならぬ時期にきております。われわれとしても、いまま年度の予算編成にも関連がありますから、どのようにして低開発国との貿易を拡大するかということに対しては、いま検討を加えておる最中でございます。これはよくしなれば伸びないということでございます。

○桜井委員 後進国援助について、援助ということばが使われておるのですが、従来日本のは、これは援助というよりも賠償まで計算に入っておりますし、それからあと経済的な恩恵払いということだったんじゃないか。実際問題として、今後の問題としては、大体援助援助と申しますが、後進国の経済発展に対する協力なのか。それとも日本の貿易の促進のためにいわゆる経済的援助をするものか。そのどちらに重点があるのか、その点について御質問いたします。

○三木国務大臣 これはやはり両方に関連があると思います。国とすれば、ただ何も国家的な利益というものを無視して、サンタクロースみたいなわけにはいかぬですから、やはりそこには将来の

ことも考えるけれども、そのためには、ただ、いまはいろいろ潜在的購買力があっても外貨不足なんですから、そういう意味において経済の開発を助けて、そして力をつけなければならぬわけでありまして、むしろ商品と援助というものが並行していく傾向を持ってきたときに、日本が何もこれに対して援助しないので将来のマーケットとして確保するということは、むしろいいですから、やはり一方においては貿易も拡大しなければならぬし、またその国の経済的な発展ができるような条件をつくることに寄与する。その効果というものは、両方で、向こうのためにもなるし、日本のためにもなる。大体国際関係というものは全部この原則の中に入るので、向こうのためばかりやるといような協力のあり方もないし、こちらばかりのためといえ向こうだってそれは喜ばないでしょう。そういうことで、両面から考えてみて、

日本は今後、国力との見合いもありますけれども、海外に対する、ことに低開発国に対する経済協力というものは、もっと条件を緩和していかなければならぬ。大体金利あるいは年限等はやはり非常なソフトな条件に世界的になっておりますから、日本はきびし過ぎるという世界の批判も受けておるのですから、この条件の緩和と、海外援助も四億一千萬ドル、今年国民所得に対して〇・六四兆ぐらいですか、そういうことで、一兆やろうという約束をしておるわけですから、もっとやはり努力をしなければならぬ。条件の緩和と経済協力の金額の増大ということによる。このことが低開発国の貿易の拡大にも重大な関係を持つておる、こういうふうな思っております。

○桜井委員 私はきょうはこの問題について深く立ち入るつもりではございませんので、大体以上でなしておきたいのですが、ただ、いままでは非常に短期的な見通しで、そして短期的な経済効果だけをねらっていたのではないかな。だから、やはりもうちょっと長期的にもものを見なければいかぬのではないかな。長期的に見ることになりますと、

いわゆる現地に對する協力という点が相当大きな意味を持つてくる、このように考えております。次に、輸入について伺いますが、輸入と輸出とは密接な関係がございまして、わが国の一方的輸出が行なわれているところでは、必ず輸入制限を実施してきております。ところで、わが国の輸入の一六兆は食糧品、一四・四兆が石油、六兆が鉄鉱石、五・三兆が綿花であります。その中で特に日本経済の将来にとって重大な問題を投げかけておるものは食糧品と石油であります。当委員会は商工委員会でもありますので、まず石油について伺いたいと思います。

昨年の石油の消費は八千三百四十四万キロリットルであり、輸入はその九九兆を占め十三億ドルに達しております。将来、四十七年における輸入は一億八千万キロリットル、六十年には約五億キロリットルと推定されております。そうして、それに要する輸入金額は、それぞれ、FOB価格で十五億ドル、四十億ドル、それから、CIFで見ますと十七億ドル、四十六億ドル、このようにいわれております。これはたいへんな金額であります。しかも、今日輸入原油は、そのほとんどが米英資本を中心とする七つの石油資本に代表される外資系によるひもつき輸入であり、それは全体の七六兆を占めております。しかも、これらの石油が日本に輸入されても、イランやイラクは、これを自国の輸出とみなさずに、わが国に対して輸入制限その他、各種の制限をしまいにしました。だから、これらの輸入は、わが国経済にとってはまるまる赤字になっているのであります。したがって、わが国の国際収支の悪化の根底に米英資本による石油輸入が厳然として盤踞している、この事実を見のがすわけにはまいりません。しかも、石油は今日国民生活の必需物資であり、エネルギーとしては言うまでもありませんが、これら外国資本により、日本はそのど元を締めつけられていると言っても過言でない、この事実を大臣はどうお考えでございましょうか。

○三木國務大臣 これは、今後の世界をどういうふうに見ていくか、われわれは、アウタルキーのような考え方で経済はやっていけない、各国ともそうだと思う。やはりそれは外交上の努力も伴いますけれども……（桜井委員「私はこの事実を認めるかどうかだけお聞きしたのです」と呼ぶ）だからそういうことで、そういう事実であつても、この事実というものがいざというときには心配ではないかというふうな見地から、この事実というものを否定するというか、こういう事実というものは何とか他に方法を考えなければならぬというふうには早急に思わない。これは、原子力などの開発などはやらなければならぬですけれども、そういう事実があることは、これはわれわれとしても厳然たる事実です。しかし、だからといって、ほかにすぐにエネルギー源を取りかえられるというふうな方法はない。だから現実においてはやむを得ない事態である。しかし、内容については、いま御指摘のあったひもつきなどは、これはもうできるだけ、少なくとも半分はひもつきでないような形で原油を輸入できるように努力をしたい、こういうふうな考えておりますが、その事態は現時点においてやむを得ないものである……

○桜井委員 大臣、あまりそれずに簡単に答えたいのですが、エネルギー源として、原子力といたしまして、これは今世紀末でもなければ、ちょっと現実の問題としてはなかなか困難じゃなかろうかと思ひます。それまでの間はやはり石油が重要な地位を占めるのじゃなかろうか。それで、いまわが国経済として、絶対にこれら外資系石油会社から石油を輸入しなければならぬかどうかということになると、ある程度輸入をしなければならぬということとは事実であります。だがしかし、E E C諸国でもいってありますが、大体フランスのときは、国の経済の四〇〇程度は自分の国で支配できるような、そういうものを持っている。イタリアにおきましては、E N Iという国策会社がある、こういう状況でございます。わが国としても、ある程度の独立性を持った、自

分の国の政府の、国民の意図するように動く、そういうエネルギーというものが絶対に必要じゃないか。確かに、いま申しましたように、ある程度これら外資系から輸入しなければならぬということは事実でございますが、といって、アラビア石油のごときは、膨大な埋蔵量を持っておりまして、そうして、最近もまた次に油田が発見されております。しかもここに以上以上の資本投下をするならば、生産し得る量は実にばく大なものになります。それにもかかわらず、現在すでに千七百万トン程度出せる能力があつてさへ、本年は千四百萬トンしか国内へ持つてこられない。サルファ分が高いとかいふことをいって、外資系の人々が引き取りたがらない。しかも、カフジに隣接して二キロしか離れないところに、アラムコは、ここ一、二年の間に、アラビア石油が成功しましたものだから、突如としてアラビア石油の二倍の設備をいたしました。そして縁の下からカフジの石油を抜いていくというふうな状況でございます。しかもその石油を日本がまた買つてゐるのである。何のためにわが国はアラビア石油を開発しているのか。その上わが国の漁業会社が大陸だなど魚をとつて日本に持つてきてても税金はかかりません。しかるに同じく日本の会社が大陸だなど油をとつて日本に持つてきたら関税がかかる。これはどういふわけか。大陸だなど条約があると言ひましても、今日わが国はこれを批准しておりません。とするならば、国内政策としてはこれはおかしいじゃないか、こう思うのですが、以上の点についてお答え願ひます。

○西角政府委員 お答えいたします。ただいまお話がございましたように、アラビア石油の引き取りにつきましては、政府としましても従来これが円滑に引き取られますよういろいろ努力をいたしてきた次第でございます。アラビア石油の引き取り量は着実に増加してまいつておる次第でございます。将来ともこの円滑な引き取りを促進するように一そう努力をいたしたいと思ひております。

な大陸だなどの問題につきましては、わが国は大陸だなどに関する国際条約に参加いたしておりませんが、国際慣習といたしまして大陸だなどにおきまます地下資源の開発の権利というものは、その沿岸国に属しております。またサウジアラビア及びクウェート両国は大陸だなど資源に関する領有宣言を行なつておられます関係上、本件アラビア石油によりまして開発されました石油につきましても、輸入の貨物として取り扱わざるを得ないというふうになつておる次第でございます。

○桜井委員 ですから、わが国は大陸だなど条約は批准してないのですから、国内政策としてはおかしいじゃないか、こう言つておるのです。それは慣行としてそうなつておるというのは知つていますよ。それは諸外国がそうやつてゐるといふのも知つています。だけど日本の国内政策としては大陸だなど条約は批准してないのですから、これはちょっとおかしいじゃないか。

○西角政府委員 御指摘のとおり御見解もあるわけでございますが、一応国際慣習といたしまして大陸だなどの開発権というものの領有が認められております関係上、国際慣習を尊重いたさなければならぬと考えております。

○桜井委員 それは私も知つていて言つてゐるのです。ですから国際慣習がそうだといふなら大陸だなど条約を批准すればよろしい。それからやつたらよろしい。国内政策としてはおかしいじゃないか、こう言つてゐるのであります。

時間がありませぬから、なるべく早く進めたいと思ひます。

また最近新聞の伝えるところによれば、アラビア石油に対してアメリカの石油会社の資本が入る、そう書いてありますが、このことについての政府の見解はどうなのか。アラビア石油が開発資金に困り、また原油の販売に困つてござるを得ない事情もわかりますが、わが国のエネルギー政策はこれでよいのかどうか。先ほども申しましたとおり、現在でも十三億ドルの赤字の根源をなしておる、それこそある意味ではわが国の景気、不景

気の根源もなしておる。そこで円資金によつて持つてこられるものを開発しなければおかしいじゃないか。そういうことでわが国のエネルギー政策というものについておそろく最近エネルギー調査会でも研究なさるでしようけれども、しかし一応お伺ひしておきたいと思ひます。

さらにまたこゝまでアラビア石油を追い込んでしまつたことに對して、政府はどう考へておるのか。何にも反省してないのか、何にも責任を感じてないのか、その点大臣にお伺ひいたします。

○三木國務大臣 アラビア石油の原油についてはサルファ分が多いという難点もありませんけれども、しかし日本の力によつて開発した原油でありますから、将来アラビア石油の国内の引き取りの確保あるいは経営の自主性というものを確保していくというふうな点の障害がないということになれば、これはやはり外資が入つてくるということに對して許すわけにはいかぬですから、そういうことがないならば、これはそういう場合を考へていいではないかということ、いま検討を加えておるものであります。

○桜井委員 そこで、E E C諸国でも、先ほど申しましたとおり、石油の三、四割は自国政府の自由になるものを確保しなければならぬ、そうしてフランスのごときは四〇〇%を確保し、しかもサハラ砂漠より産出する石油については、優先的に各企業に引き取らせております。イタリアにおいては国の機関というべきE N Iが存在し、強力な国家的施策が実施されております。米資本の強い西独においてさへ、政府では成功払いで探鉱を奨励しております。だが、わが国では、石油業法がございますけれども、従来価格政策でありましたのが、国民経済の見地に立つた石油政策というものは、従来なきにひとしいような状態じゃなかつたか。この点どのようにお考えですか。

○三木國務大臣 石油政策、總じてエネルギー政策というものがいままでも確立しておつたとは言えない面もある。これは非常にエネルギーの革命的な変革が行なわれて、そういう客観的な事情も

あったと思うのですが、そういう意味において石油なども、いま御指摘のように海外の油田なども相当積極的に開発しなければならぬということ、石油資源開発会社を中心として、今年度も探鉱の資金も相当に――全体の金額としてはいろいろ御批判もありましようけれども、昨年度に比べれば二十億円の予算も計上いたしまして、そしてこれは大蔵大臣とも、今後必要があつたら増額するということ、予算編成のときにそういうものにおいてきめたわけでございますから、今後積極的にカナダ、アラスカ、あるいはインドネシア、イラン、イラクなども日本の石油開発に対しての申し出もあつたし、各国からもそういう申し出もあるわけでありまして、今後積極的な姿勢で海外の油田開発に当たりたい、そういうことによつて日本人の資力によつて開発した原油をできるだけふやしたいという考えでございます。

○榎井委員 ニューギニアにおいてフランスの国家資本の入っているSNPAと提携して開発する構想が進んでいるようであります。この点はけっこうだと思ひます。ところで私が昨年ENIに行つたときに、ENIと日本と共同して石油を開発するということはどうか、そうしてスエズ運河もあることであるので、スエズより東でとれた石油は日本に供給し、スエズより西でとれた石油はENIに供給するという構想はどうかとENIの幹部に提案しましたら、大賛成である、私どもも本国と同様に米英資本の支配に苦しんでいる、日本との提携は非常に喜ばしい、早急にその提案の実現ができるよう期待しております、こう答えております。アフリカにおいて例をとつた場合、いま言ったとおり、これをENIに供給するならば、わが国の外貨取得にもなります。一朝事あるときの資源確保にもなります。この構想について大臣はどのようにお考えですか。

○両角政府委員 ただいまお話がございましたように、ニューギニアにおきますSNPAと石油資源開発との合併事業は現在具体的に進行中でございます。海外開発を積極化する意味におきま

してきわめて望ましいことかと考えております。あわせてこのほかにも外国系の企業と日本の企業とが海外の原油開発のために相協力して努力をいたすということもたいへん好ましいと考えますが、その際日本の企業が自主性というものを保持するということを前提に、政府としてもこれを援助してまいりたいと考えています。

○榎井委員 さらに重要なことは、以上のような世界各地における開発を急速に進めるにいたしても、今日のわが国における外資系石油精製会社のように、原油の輸入がひもつきであつて、それ以外の原油の処理を拒否するというような態勢ではどうにもなりません。国内における石油精製業こそわが国の国民経済の利益に協力するようなものでなければ、事実上開発輸入はアラビヤ石油のような障害に当たらざるを得ません。これをどうするつもりか、この点お伺ひいたします。

〔河本委員長代理退席、委員長着席〕

○両角政府委員 お答えいたします。海外開発を進めまして原油の自主的な輸入が高まるにつれて、いわゆるひもつき原油というものも他方存在いたします。輸入の自主的な面での弾力性が失われるという点は御指摘のとおりでございますので、われわれとしましてはひもつき原油問題等をできるだけ自主的な輸入ができるような方向に漸次改善をいたしまして、あわせて海外開発を促進するという態勢で臨みたいと考えております。

○榎井委員 現在、民族系全部を集めたら四四・二割ありますが、民族系の資本も、外資ことにアメリカの石油資本からの借款が多額にのぼつており、一ドルにつき四・五パーセントというひもつきになっております。これでは民族系といつたて、真の意味での自由はございません。そこで伺ひたいのですが、戦後今日まで電力、石炭、鉄鋼、造船等に対する財政投融資はどのくらいありましたか。そしてまた石油に対してはどのくらいありましたか。

○三木国務大臣 二十六年ですか、開発銀行がで

きて三十年までの間は、電力、石炭、海運、鉄鋼の四大産業にほとんど八割程度は開銀の融資が向けられておつた。ところが三十一年から四十年までは六割くらいに減つて、石油がふえておるので、石油は二十六年から三十年までは〇・三割です。それが三十一年から四十年をみると五・四割くらいになって石油がふえておるわけですね。

○両角政府委員 石油関係につきましては、昭和四十年度は石油資源開発に對する出資が七億、共同石油会社に對する開銀融資が四十億というところでございます。四十一年度につきましては、それぞれ二十億、六十億という数字を計上しております。

○榎井委員 そのほかのものはどうですか。

○両角政府委員 それは当局所管ではございませぬので……

○榎井委員 こまかいことは省きますが、とにかくいま大臣がおつしたのとは違つて零コンマ程度のパーセンテージしかないものでありまして、現在まで石油に對してはほとんど財投というものはなかつた。やつと去年ちよつぱり、いまおつした程度のものがあつたんだということでありまして、しかも、先ほど申しましたように、何か国際收支の赤字というのに対して警戒心といふものがあるのか、そういうものがどうもちよつと抜けてくるのじやなからうか。これはほかのことで議論するときは、しよつちゅう国際收支の問題が日本経済と関係しているというところをおつしやるのです。それで外貨が底をついてまいりますと、すぐ金融引き締めだ、それで不況だ、そしてまた中小企業の倒産だ、こういうことになる。ところがその外貨を一番ただ単に使つてしまふ石油の原油が実に十三億ドルもその根底にあるのだ。だからこの問題を解決しなせんと、わが国の経済の体質上非常に大きな問題があるのだ。この点を上におきまして非常によい政策をお立てになる上は、先ほど申しましたように石油につきましては財投がほとんどない。ですから従来は、先ほど

申しましたほかの産業には重点を置いてきたけれども、今日国際收支の重大な原動力の根本をなしている石油に對して、国としての大きな政策というものが貫かれていない、こういうことが非常に残念だと思ひます。ですから、この石油がわが国貿易にとつて赤字の最大の原因なんだ。しかも外国資本によつて国民経済ののどを押えつておる。そうしてわれわれはバスに乗つても電車に乗つてもあるいは電氣をつけても、自動耕うん機で耕うんしても、さらに家庭で炊事をしても着物を着ても、あらゆる分野で石油の消費を行ない、そしてメージャーと称する外国資本は原油でトン当たり千円以上もうけておる。五千円のところまで千円以上もうけておる。そして肥え太つていくのであります。したがつて、今日における外貨不足による不況の根源も、その結果の中小企業の倒産も、みな根底に外国資本の支配というところと関係があるのだ。このように重大な石油産業に對して、いまだ政策らしい政策はなかつた。それは占領下であつたという事情もございませぬ。それからまた敗戦後の復興期という特殊な事情もございませぬ。そのことは私も認めますが、しかし、今日に至つてはこれは問題をおかふり過ぎた。今日に至つては、これは怠慢ではないか。外国資本はまさに経済的侵略政策、これをわが国に実践しておるのです。このことが国民の不利益はもとより国民経済の独立の基礎を脅かして、いつても過言ではないのであります。大臣が言うように、今後世界の開発を進めるといふならば、フランスのように確固とした姿勢を持った体制といふものをつくらなければならぬ。この点大臣のお考えをお伺ひいたします。

○三木国務大臣 新たな機関をつくつたらどうかというお話ですが、せっかく石油資源開発株式会社があるのですから、これを強化することによつて海外の油田開発の使命を果たすことにさせたい、こう考えておるわけでありませぬ。

○榎井委員 私はそれは賛成なんです。石油資源

がどういふぐあいにやりましたも、とにかく石油資源でいいかどうか、あるいはまた石油が乗り出すことで矛盾が出るかどうか、こういうことは別問題にしまして、要するに問題は、外資系の石油精製会社が日本を支配している、これをどうする。これが何とか解決つきませんと、引き取り手が無いのです。引き取り手がなければいかに開発を進めるといっても、これはどうにもならない。この点どうなんですか。

○両角政府委員 御指摘のとおり非常に困難な問題があるわけでありまして、外資系企業のみもつき原油の輸入は、長期の基本契約を結んでおります関係上、今後機会をもらえましてできるだけ契約内容は日本側の自主的なものに更改するような方向で政府としても努力をいたしたいと考えています。

○榎井委員 外資系もなかなかでございまして、行政指導程度ではなかなかうんと言わない。法律ができて、国の法律だといえども得ず納得するのです。従来例から見ますと、単に行政指導という程度ではどうにもならないのであります。また開発輸入を進めるといっても、採油の事業は多分に冒険的であると同時に、利権料を支払わなければなりません。相当多額の基金がなくては、実際問題として外国との利権協定は結ばれません。現在のようになかなか石油資源における海外開発分二十億圓、こんな程度のお金では、相手国と機動的に利権協定を結ぶという事は不可能であります。またそのリスクに対してどのような処置をするのか。西独方式をとるのか。これらの点についてのお考えを示していただきたい。

○両角政府委員 海外開発を進めるとした場合に多額の資金、しかも長期の資金が必要であるという点は御指摘のとおりでございますので、政府といたしましては、従来石油資源開発会社を中心にかような資金の供給を努力いたしてまいりました次第でございますが、今後も開発体制を一そう積極化いたしますためには、石油資源開発会社に対する財政資金の投入の大幅な増額等々の方策を実現い

たしたいと考えます。

○榎井委員 また原油公団構想も立ち消えになったようでありまして、私は通産省の原油公団構想さえ不満であります。開発原油を輸入するのみならず、イラン石油あるいはソ連、ルーマニア等からの石油、あるいはフランスのSNPA、イタリアのENIからの輸入等々取り扱うべきものなりです。このように考えておりますが、この点についてどのように大臣はお考えですか。これは重要ですから大臣からひとつ……

○三木国務大臣 いま言われるのは石油開発公団のようなものが必用だということですか。

○榎井委員 原油公団構想というものが通産省にあった、それが立ち消えになったのです。

○三木国務大臣 御承知のように、原油公団の組織をもって海外の原油の開発あるいはまた日本への輸入というふうなものをやる、そういう機構をつくったかどうかということでは研究はしておいたものであります。今年度の予算編成のときまでに間に合わなかったもので、これはもう全然その構想を見捨てたわけではないので、今後検討してみたいと思っております。

○榎井委員 当面イランからの原油のわが国への輸出が要請されております。これは新聞紙上でも見たのでございまして、それに対して三木大臣いろいろ何か言っておられますが、これはアングロ・イランから利権料としてイランが獲得した石油であります。したがって品質はアングロ・イランのものと同じであります。もしこれを日本に輸入するならば、彼らは日本に対する輸出とみなすと言っております。これは低開発地域の輸出入の問題解決の一つの方途であります。価格の問題で、値段が高いというならその点で交渉すればよろしい。好意的にこれを輸入する努力をすればよいのかということが問題であります。引き取る会社がないというならば、その会社は、日本の経済外交、ひいてはアジア・アフリカに対する友好促進という経済外交に障害を与えるものであります。わが国に好意を持つ国をさへ敵に回すように

しむけるものであります。わが国外交の七、八割が経済外交であるといわれるとき、国益に反する会社の行動に対し、政府はどのように処置するつもりでございませうか。

○三木国務大臣 先般も総裁が見えましてきわめて好意的で、われわれとしても石油業界のほうにも雇用の労もつたのでございまして。ただ、原油が自由化されておりますから、その価格というものは国際的に競争できる価格でない、それを引き取れということをやめることは非常に無理でありますので、その点、海外との競争ができるような価格で供給されるならば、政府はやっぱり今後石油業界にも話をしまして、できるだけイランの石油を引き取るように努力をしようと言ったわけでありまして、問題はそういう条件の点がどうかという点にかかっておるのでございまして。

○榎井委員 次に、ソ連石油の輸入の問題についてお伺いいたします。ソ連からの石油輸入はバーター制であるので、国際収支の赤字の原因とはなりません。しかもソ連石油は、ところによりまが、多くは比較的に硫黄分の少ない、良質の石油であります。公害問題が大きく社会問題化している今日、ソ連石油によってハイ・サルファの中近東石油にブレンドするならば、公害対策上も非常に好結果を生ずるはずであります。しかもEECにおいてさえソ連石油の一五〇程度の輸入は国益に反しないといっております。そしてイタリアのごときは二五〇程度現にソ連石油を輸入しておりました。昨年私はこういうことについて質問いたしましたところ、前大臣はけっこうなことであるとお答えなさいましたが、三木大臣はどのようにお考えでございませうか。

○三木国務大臣 御指摘のとおりソ連の石油がサルファが少ないことは事実でございまして、したがっていまは全輸入量の〇・五くらい程度の度ですが、やはりこれは将来ふやしていく余地がある、貿易協定においてもそういうことで、石油の輸入量もふやすというふうな形において貿易協定も結ばれたわけでございます。

○榎井委員 ところで数年前ソ連から、ハバロフスクからナホトカまでのパイプライン設置につきパイプを日本が輸出し、その見返りとして石油を日本に供給するという案が提案されました。だがその当時アメリカ政府よりパイプのソ連への輸出は好ましくないとの申し入れがございました。そこで日本政府はうやむやにしておいたのです。この問題についてその後どうなっているかと昨年は質問したのでありますが、政府から明確な答弁がございせんのでした。そこで私は昨年、植村ミッションと相前後してソ連を訪れました。そしてその際ソ連の貿易省の高官に、この問題についてソ連側は現在どのように考えているかと質問いたしましたところ、いまなおオープンであり、日本からの提案があるならば真剣にこの問題を検討する用意があるとの回答がございました。さらにまたシベリア開発に際し、日本の石油プラントをソ連が輸入し、その見返りとして石油を返すという方法はどうかという質問をいたしましたところ、これまたけっこうであるとの回答を得ました。このことはすでに外務省にソ連駐在の日本大使館から報告してあります。また木材のバルブ・プラントについては、向こう側より積極的な要望があつたくらいでございまして、現在のわが国は不況であり、鉄の生産は千万トンにも及ぶ過剰設備をかかえております。この際、前述のパイプライン等の契約に成功するならば、日本の不況は一挙に解決するであります。日本の鉄鋼生産能力の将来における拡大の見通しから考えても、これまた重大な問題であります。この件につき三木大臣はどのようにお考えですか。

○三木国務大臣 パイプラインの問題は、まだ政府間ベースとして何も交渉が行なわれていないのです。しかし将来交渉が行なわれるならば、原油の輸入量ともならみ合わせてパイプラインの輸出問題というものは検討したいと考えております。

○榎井委員 行なわれていないわけでありまして。それは私がいま申し上げましたとおり、ソ連側に

にも入ったのだ、こういう見地がそこにあるんじゃないか、こう思うのですが、その点はどうですか。

○三木国務大臣 一切の日本のそういう国際条約の加盟ということは、それは国家的な利益に反するようなことはやるはずはないし、やるべきでもない。その根底にあるものは、そうすることが長い目で見れば——やはり目盛りの短い長いはあるが、やはり大きな見地から見れば国家的利益に合致するというところでOECDにも入ったし、あるいは資本の自由化もやるということが根底でございませう。

○桜井委員 ですから、外国の利益のためにやるのじゃなくて日本の国民経済の利益のためにやるのだ、こういうことだろうと思う、長い目で見て。しかるに、先ほど述べましたように、わが国に入ってきている石油資本は、いまではわが国の石油産業の発展のために大きな障害になっております。しかもわが国の国民生活ののど元を押え、そして世界石油資本による日本国民搾取の大きなパイプとさえなっています。このような外国資本によるわが国侵略に対する対抗施策は今日まではほとんどとられておりません。こういう現況、こういう状況のもとにアメリカから資本の自由化が要請されているのであります。近く開かれる日米貿易経済委員会に大臣はどのようなお心がまえで臨むおつもりか。いま言った大きな点について国内の体制ができていない。野放しだ。そして国民経済は非常な不利益を受けている。これにどういうつもりでお臨みになるのですか。

○三木国務大臣 私は、大きい目で見れば、やはり資本の自由化というのは日本の経済のためにプラスになる。しかしプラスになるためには日本の産業体制を整備して、外国の資本が入ってきてもそのために日本の産業が攪乱されるということであっては、それは資本の自由化というものは国の利益に合致しないわけでありまして、しかしながら、将来はやはり資本の自由化は方向としてはやるべきである。やるために日本の産業の体制を

整備して、そして日本の経済がいろいろな制限のもとに温存されるのではなくして、やはり貿易も自由化される、資本も自由化される、その中であって国際競争力にうちかちける産業体制をつくるのが急務である。それまでの間は多少の段階を置かなければ、いきなり資本の自由化といったところで、いまそういう条件はない。しかし、いつまでも条件が整わなければならぬということでは、これはできるわけがない。そのことが日本の経済のために必ずしもいいとは思わない。だから、将来はやるという前提のもとに産業の体制を整備することが今日必要なことだと私は思っております。

○桜井委員 ですから堂々めぐりして……。それならば先ほど来申し上げているとおり、石油精製事業は、今日、日本において、日本の国民経済の根柢になっている。そして一ドルについて四・五パーセントという原価をのけて、そして五千円くらいの原油のところで千円ずつもつけていく、こういうような形、しかも日本経済の赤字の根源をなしている。こういうところに対してまだ施策が行なわれてない。こういう点について政府は抜本的な施策を行なうつもりがあるのかどうか。それをやらずに自由化自由化といったって、国内体制がとれてないじゃないか。この点どうですか。

○三木国務大臣 だから私が申し上げておるのは、国内体制を整備して、そして資本の自由化に對しても日本の産業が攪乱されないような、そういう条件を一日も早くくり上げていくことが必要だということをお願いしているのではありませんか。

○桜井委員 それでは石油産業についても国内体制を整備するのですか。一例ですけれども……。

○三木国務大臣 石油産業についても国内の体制を整備するために努力することはもちろんでございます。

○桜井委員 次に、法案に関する小さなことをお伺いいたします。

今度の法律で加工技術を特に挿入した理由は何か。今日加工技術が急速に発達し、独自の技術を

持った加工工場が独立してきたことも事実であります。だからこれを追加することに反対ではありませんが、だが、なぜ今日までこれをJISに指定しなかったのですか。いままでの法律でも十分に指定し得たものではありませんか。従来政府はじきに法律を曲げて解釈し、拡張解釈するくせがあるものであります。なぜこのような技術的な問題に限って狭く解釈したのでございませうか。

○馬場政府委員 このJIS、工業標準化法が制定されましたのはいまから十数年前でございまして、当時の状況からいまして、まず物を安く生産するというような要請もございました。それから、そのJIS（表示）に關しまして、品物につきまして表示制度を採用したわけでもございませう。したがって、その後、いろいろ産業の発展、それから技術の発展に従いまして加工事業者がふえましたことはたまたま御指摘のとおりでございませう。そうしますと、加工でございませうと、品物の形にならないものがありまして、そのためこの解釈上の不都合が生じまして、今回こういうことをお願いしている次第でございませう。

○桜井委員 最後にもう一度貿易の問題に戻りますが、アジア・アフリカ地域への輸出は、これら地域の国民所得の停滞と相まって、現在伸び悩みであるばかりでなく、わが国の出超に對して激しい反感さえ生じております。ところで、二年前までアメリカとの貿易の赤字はほぼ五億ドルであり、カナダ三億ドル、豪州三・五億ドルでありました。そしてその赤字をアジア・アフリカ地域の出超でまかなっていったのであります。昨年はカナダ、豪州の赤字がそれぞれ一億四千万ドル、二億一千万ドルでありましたが、アメリカとの貿易はバランスがとれるようになりました。その理由は何かでありますか。そしてまた昨年の世界貿易におけるわが国輸出の増大の最大の原因は何でありますか。

○三木国務大臣 アメリカの場合は、アメリカの好況、アメリカの景気のいいということが日本の輸出を促進させ、一面において不況ということも

輸出をブッシュした原因にもなっております。一方において輸入の面では、景気が悪いものですから輸入が減ったということで、バランスが、対米貿易において最近になく黒字になったわけでもございませう。全体として貿易が伸びた原因は何かといえれば、根底にあるものは日本の国際競争力だ。品物が安いばかりでなく、いろいろ品質の上においても国際競争力を持ってきたということが根底にある。そのほかには、日本の不況もあつたでしょうし、あるいは貿易業者の努力もあつたでしょうし、いろいろなものがあるがその背景にあつたけれども、根底にあるものは日本の国際競争力が非常に強化されたということだと考えております。

○桜井委員 アメリカにおきまして非常に鉄鋼が不足してゐる。それで日本の鉄鋼が非常に伸びた。あるいは海外に石油製品、ビニールとかその他のいろいろそういうものが伸びた。そしてアメリカの製品が伸び悩んでいた。国内の好況で需要が一ぱいになり、供給が追いつかなかった点を日本がそれにかかわって出たということだろうと思うのであります。その点、これは通商局長さんですか、もうちょっと具体的に伺いたいと思います。

○山崎政府委員 具体的に申しますと、アメリカの現在の動向は設備投資がきわめて旺盛でございまして、鉄鋼関係その他家庭耐久消費財に対する設備投資がきわめて旺盛であること、これが一つでございませうが、もう一つは消費財に対する需要が非常に多いこと、これはアメリカの人口構成が若くなつておるといふこと、それから若年層の結婚する率が非常に高まりまして、両方とも十八歳未満が四割というような登録状態であること、非常に若年層が人口構成からふえましたこと、結婚して家庭を持つのが非常に早まったこと、この購買力が非常に強いこと、それから長年の好景気のために貯蓄性向というものはむしろ下がりまして、消費性向がきわめて強いというベイスがございませう。ところがアメリカの設備投資が、特に家庭耐久消費財に対する設備投資が追いついておらない。したがって、現状では確かに限界サブ

面においてもやはり必要に応じて検討を加えて、もう少し日本の技術開発というものが徹底して行なわれることが必要であらうということは同感でございます。

○加賀田委員　こまかい点は省略いたしますが、今日こういう法律に基づく日本工業規格というものが制定されると同時に、一面には団体規格が今日あって、そのことが工業規格、JIS規格の目的を阻害しておる点が個々に起こっているのではなからうかと私は存じます。

一つの例を申し上げますと、九電力に分かれてある電力会社が規格を持って――電気器具、特に電線等については非常に多種多様な製造が行なわれておりまして、しかもそれが非常に互換性を欠いているという面があるいは災害等について緊急に品不足で他の地区からそれを流用しようとしたとしても、その規格に抵触してそれが流用できないという事例も過去にあったわけでありまして、これについてはやはり全国統一の規格をつくるべきではなからうかと私は思うのです。

これは製造過程における簡素化もそのためには達成されてまいりますし、互換性も、もちろんそのことにおいて流用することができると存じますし、いわゆる用途と電流の制限によつてそう多くの何千種類という規格を設ける必要はないのじゃないかと思うのです。これは従来の九電力が、みずから下請ではありませんが、関係電気製造業についての支配権を強化しようとする一つの方法からこういうものが出てきたと思うのですけれども、これは今後大きな課題としていわれる電気関係、特に電線等について日本工業規格を設けて全国統一した形でやるような腹があるのかどうか。あるいは、もちろんこれは今日の状態の中では九電力のある程度の抵抗はあるだろうけれども、この抵抗を押してこの問題を消化すべきが今日の大きな課題じゃなからうかと存じます。この際その点についてひとつ決意を明らかにしていただきたいと思います。

○馬場政府委員　ただいま御指摘のとおり特に電線関係につきましては、いろいろ不都合な問題が發生いたしたわけでございます。こういう点につきまして、各電力会社も非常の事態その他におきまして不都合が生じまして、その必要性を次第に認識しておるわけでございます。私も、いま先生の御指摘のとおりのことでもございまして、いままでのいろいろな問題点があるにいたしましても、これを統一しました日本の規格を制定するということの必要性を十分考えまして、電気学会に、どういうふうな単純化していったらいいかというところをいまお願いをいたしておる次第でございます。これによりまして、結論が出ましたならば、それぞれ適当なところに原案の作成方を依頼したい、こういうふうな考えておる次第でございます。

○加賀田委員　そう困難な問題ではないのではなからうかと存じますが、結局送電線、引き込み線、室内の工事線等について地域が違ふから規格を変えなければならぬ、そういう理由は一つもないのじゃないかと私は思うのです。九州は暑いからこういう線を使わなくちゃならない。北海道は寒いから、こういう電線を使わなければならぬ。湿度についても特に規格を変更しなければならぬ理由もないだろう、だから全国規格を決定するその意思があれば、そう困難な問題ではなからうと思う。ただ九電力が従来の関係もあって、それを整理できるかどうかという問題だけじゃないかと思ひます。したがって需用者も非常に不便であるし、そのために電線価格についても国民に非常に大きな御迷惑をかけているでしようし、そういう点でももちろん御相談を願うのはけっこうだと思ひますけれども、担当者としては早急に実現のために努力をしていただきたいと思います。

それと同時に電気関係で一番大きな問題になつてゐるのは、これはなかなか困難な状態ではなからうけれども、結局日本の電気が広域運営というところで先般も法律が制定されましたけれども、規格制

定において非常に大きな問題になってまいりますのは、いわゆるサイクルが相違しておりますね、関西と関東ということ。これが非常に大きな支障を来たしておると思うのですけれども、これをすぐ改正するということとはなかなか困難でしよう。しかし、六十サイクルを直ちに直して、あらためて五十サイクルに変電をして送電をするというふうな、いわば不必要なことを今日やっておりますが、このサイクルについての当局の考え方についてはひとつ明らかにしてもらいたいと思うのですが、これは長い間の歴史がありまして、その簡単にいたすことは困難かと思ひます。しかし、電力関係においても一つの検討課題としてもつていかなくちやならぬ問題だと思ひます。

これと同時に考えますのは、やはり電圧の問題ですね。これから家庭電化がだんだんと進行いたしてまいりますと、使用電力も相当大きくなってまいります。現在の家庭用の百ボルトではないのかどうかという問題が起つてくるのではないかと存じます。電圧が高くなれば必然的に使用する電線等についても相当セーブされてまいりますから、消費者としても相当助かるのではなからうかと思ひますが、アジア等の各地域においては二百二十ボルトが普通家庭用の電圧として使われてゐるような状態ですから、これも新たな問題としてやはり検討してみることが必要ではないかと思ひます。

その中で、十分御検討願ひたいと思ひます。それから自動車関係でありますけれども、自動車の発展の歴史を見てまいりますと、政府の非常な保護政策のもとに今日十一社等ができておりまして、そのカー・メーカーたちが部品の下請工業に一つの規格をきめて、それを全部下請部品工場につくらせてゐる。こういう形がずっと系列化の中に今日まで発展してきたわけですね。その下請工場等が全国の自動車部品の統一規格がないために、カー・メーカーの命令どおりいろいろな困難があらうとも製造されてきておる。そうして自由化を背景として自動車の価格は国際水準に落とさなければいけないという形の中で下請工場の価格を

二回、三回にわたつて引き下げを要請してきてゐる。こういうことで部品工場自体においても、やはり全国統一でもっと一つの部品を大量生産できるように規格制定をしてもらいたい。それがコストダウンをする大きな要素ではないか、こういうふうなことでいろいろ要請もいたしておりますし、資料を見ますと、自動車産業においては二百四十ほどのJIS規格が制定されておりますけれども、これについて自動車工業との話し合いを通じてJIS規格についてもつと大幅な、部品について統一したJIS規格を設けるような努力がなされておると思うのですが、いまの状態と、これから当局が努力しようとする決意について一べん明らかにしてもらいたいと思ひます。

○馬場政府委員　この問題は先ほどの電力会社と電線と同じような関係がございまして、どうしても力から申しますと、自動車のメーカーあるいは電力業界が強いという関係もございまして、したがって、先ほど先生の御指摘のとおりで、どうしても自分のほうの、使う側の立場から考えました法その他のいわば規格を、各種のものからカーのほうが押しつづけるというような傾向が従来あったわけでございます。この点はそれぞれの特徴を發揮するというような問題もございまして、ためにそういうことになつたわけでございますけれども、今後の問題を考えましたときに、いろいろな不都合なことが現在起こつておるわけでございまして、したがって、どういふふうな単純化したとすれば一番合理的であるかということを、純粋な技術的な問題点から考えまして、そしてそれに合わせて規格を制定していく、こういう方向で私も努力をしておるわけでございまして、

そこで、この自動車部品につきましては、自動車技術会というものがございまして、そこに、どういふふうなすれば一番合理的であるかということをお調べしてもらうようお願いをしておるわけでございまして、これも先ほどと同じようにその結論を得まして、それに従ひまして、さらに一その規

格の制定に努力をしていきたい、こういうふうにか
考えておる次第でございます。

○加賀田委員 どうも法律の趣旨を生かすため
に、JIS規格制定について当局は非常に消極的
な態度をとって、法律では御存じのように、大臣
が必要とするならば調査会の議を経てこれを制定
する、非常に主導的な法律になっておるわけで
けれども、実際の運営というのは、業者が必要を
認めて要求し、それがいいか悪いかという受け身
の態勢で今日までなされておるような傾向が私は
多いように思うのです。したがって、自動車産業
にいたしましても、電気関係にしても、そういう
形ではいまの状態の中で、なかなかJIS規格を
制定することは、利害関係があるし、過去の歴史
もありますから、できないと思います。だから、
やはりこの法律のたてまえからいっても、大臣に
文句言ってもこれは法律のたてまえだけですから、
当局者がそういう姿勢をとらなければ、私は、各
関係団体の了承を得なければ——もちろん
了承を得る必要はあると思うのですけれども、了
承を得なければなかなかそれがむずかしい、こ
ういうことで消極的な態度ではどうもその目的を達
成することはできないのじゃないかと思うので
す。これは単に単純化し、技術を向上さすとい
うだけじゃなくて、要求されておるコストダウン
についても私は、貢献する大きな一つの方法だ
と思うのです。だから、その点ではもっと私は、積
極的に当局としても取組んでいただかなければ
、この趣旨を生かすことはできないのじゃない
ろうか、こういうふうにか考えますので、そうい
う点は法律が通過する前にひとつ——法律につ
いては党としても賛成なんですから、いやがらせな
ことを言っているわけじゃないのです。積極的に
やっていたらいいと思います。

それから、法律の改正に關係して、メッキ等の
加工業にJISマークをつけさすということなん
ですけれども、これはどういう方法でつけさすの
でしょう。

○東説明員 品物につけられるのは品物につけま

すが、大体包装とか、あるいは送り状とかでござ
いますね、親工場から下請に出て、返ります、そ
の下請から親工場に返るときに送り状につけると
か、そういうふうで表示させたいと思います。
それから、表示は、いままでの製品に対する
JISマーク表示と、それから、加工技術に對する
表示との区別という問題が当然起こるかと思
うのでありますが、これに關しましては、従来の
JISマークの周辺に加工技術の種目の名前を入
れるような、そういう表示にしたいと考えてお
ります。

○加賀田委員 その点は明確にしてもらわなけれ
ば間違ふと思うのです。加工というのは、全製品
についてのJIS規格が制定されておるわけじゃ
ありませんから、従来のようなマークであるとい
ふと書いたってすぐわかりにくいようなこと
じゃ、加工をやるメッキそのものがJIS規格だ
という印象ではなくて、それも含めた製品全部が
JIS規格のような印象を私は与えたいと思う。そ
のことはやはり明確にしてもらわなければなら
ない。これは加工だけなんだ、いわゆるメッキだ
けなんだ、こういうことはやはり明確にしてい
たにくようにひとつ御配慮願いたいと思います。

それから、これは最後に一つ中小企業の問題
で、桜井委員からも質問があったのですけれど
も、これはメッキ業等加工業はほとんど中小企
業でしょう。あらためてそういうマークをつけ
るということになってくると、その技術に達してい
ないところと達しているところが明確になってま
いますね。そうなるまいりますと、結局、技術に
ついての格差というものは、これからなおあら
われてくるおそれがあると思うのです。中小企
業庁としてもそういう問題についてもちろん、お
まえたちは自主的に技術の向上のために努力し
ろ、そこまで上がつてこいということも一つの方
法でしょうけれども、しかし実際問題として、零
細企業はそこまで資金の面においてもあるいは技
術者を確保する上においてもなかなか困難だ。そ
うすると、政府の何かの機関においてそれらの技

術水準を向上さすような指導援助をせなければ、
なかなか中小企業の今日の状態が平等に向上して
こないんじゃないかと思うのです。それについて
中小企業庁としては特段の配慮をどの点で考えて
いるのか、この点を明らかにしてもらいたいと思
うのです。

○影山政府委員 JIS制定に伴いまして、中小
企業の技術面の向上指導につきましては、都道府
県の公設試験研究機関を通じて技術指導を行
なうというのが、中小企業対策の一つの行き方
であります。そこで、技術指導に必要な公設試験研
究機関の施設費、あるいは、中小企業者が利用し
やすいように開放試験室を公設試験研究機関に設
けております。また、巡回技術指導というものが
行なわれておるわけでございまして、そういうこ
とに必要な施設費あるいは旅費等につきましては、
技術指導事業費の補助金といたしまして四十
一年度も予算におきまして三億一千百万円を計上
いたしておるような次第であります。今後とも
この中小企業の技術水準向上というものにつきま
しては、特段の努力をしていきたいというふう
に考えております。

○加賀田委員 大臣も相当力を入れると言ってお
りますし、そうして技術開発がずっと進行してま
いりますと、そのことだけでも中小企業間におけ
る格差というものが拡大されてまいりますから、
このJIS規格がさらに前進すると、そういうこ
とが顕著になってくると思うのですが、中小企業
の担当者としては、それらの体制にぜひとも万全
を期していったきたいと思うのです。

時間がもうだいぶ経過しましたので、時間があ
れば明日また質問いたしたいと思いますが、き
ょうはこれで終わりたいと思います。
○天野委員長 次会は明二十三日木曜日午前十時
十五分理事会、午前十時三十分委員会を開会する
こととし、本日はこれにて散会いたします。
午後一時四十分散会